

5 医療保険・年金制度

(1) 国民健康保険

【関連文書：「なりまの国保」練馬区区民部国保年金課】

●国民健康保険の役割と運営主体

わが国は、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、相互に支え合う国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険に加入できない方のために設けられた医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）となって、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

●加入状況

区における国民健康保険の加入状況は下表のとおりとなっている。

年度	世帯数	被保険者数	退職 被保険者数
	世帯 (%)	人 (%)	人
26	116,261 (33.0)	180,972 (25.8)	3,381
27	113,726 (31.8)	173,818 (24.6)	2,576
28	109,543 (30.2)	164,033 (21.8)	1,579

注：①（ ）内は練馬区全体に対する割合

②数値は、年度末のものを使用している。

③退職者医療制度は20年3月31日で廃止。26年度までは経過措置による加入。

●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して、給付を行う。

1 療養の給付

被保険者が医療機関等の窓口で医療費の3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（練馬区）が負担する。

70歳から74歳の一部負担金の割合は2割（現役並み所得者は3割）である。ただし、一部負担金2割の方のうち昭和19年4月1日までに生まれた方は、1割負担である。

0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合は2割である。

2 療養費

やむを得ず保険証を提示できず診療を受けた場合や、医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

3 入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者

は減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

4 高額療養費の支給

1か月間に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について、申請により払戻しを行う。

5 高額医療・高額介護合算療養費の支給

国保・介護保険の両方の自己負担がある世帯で年間（8月1日から翌年の7月31日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額が高額になり、世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により払戻しを行う。

6 その他の給付

出産については出産育児一時金42万円、死亡については葬祭費7万円が支給される。

【給付の内容】

28年度

種類	件数(件)	金額(単位:千円)
療養給付費	2,654,629	37,127,573
療養費	104,592	735,217
高額療養費	87,220	4,981,014
出産育児一時金	682	286,020
葬祭費	780	54,600
結核・精神医療給付金	47,110	51,766

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

【高額療養費の自己負担限度額】

70～74歳の方

所得区分	現役並み所得	一般	住民税 非課税Ⅱ	住民税 非課税Ⅰ
1か月の自己負担限度額	外來の限度額 (個人ごと)	44,400円	12,000円	8,000円
	外來+入院 (世帯ごと)	80,100円+総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 4回目以降の限度額 44,400円	44,400円	24,600円 15,000円 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要

注：75歳に到達する月（1日生まれの方を除く。）は、上記の自己負担限度額が個人について2分の1になる。世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

70歳未満の方

所得区分	ア	イ	ウ	エ	オ
1か月の自己負担限度額	252,600円+総医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	167,400円+総医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	80,100円+総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	57,600円	35,400円
4回目以降の限度額					
全体	140,100円	93,000円	44,400円	44,400円	24,600円

〔高額介護合算療養費の自己負担限度額〕

70～74歳の方

所得区分	現役並み所得	一般	住民税非課税Ⅱ	住民税非課税Ⅰ
世帯の限度額	67万円	56万円	31万円	19万円

70歳未満の方

所得区分	ア	イ	ウ	エ	オ
世帯の限度額	212万円	141万円	67万円	60万円	34万円

【所得区分について】

70～74歳の方

現役並み所得	世帯内の国保加入者のうち、70歳以上で住民税課税所得金額が145万円以上の方が一人でもいる世帯。ただし、昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の加入者がいる世帯で、70歳以上の加入者全員の旧ただし書き所得（※）の合計金額が210万円以下の場合是一般世帯となる。
一般	現役並み所得、住民税非課税Ⅱ、住民税非課税Ⅰのいずれでもない世帯
住民税非課税Ⅱ	世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯
住民税非課税Ⅰ	世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の世帯 (例) 年金収入のみの場合、各々の収入が80万円以下

70歳未満の方

	国保加入者の旧ただし書き所得（※）の合計 (オの世帯除く)
アの世帯	901万円超の世帯
イの世帯	600万円超～901万円以下の世帯
ウの世帯	210万円超～600万円以下の世帯
エの世帯	210万円以下の世帯
オの世帯	世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯

※旧ただし書き所得：

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から住民税基礎控除額33万円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）

●医療費

28年度の区の国保被保険者1人当たりの医療費は、300,808円であり、前年度に比べ1.8%の増となっている。

【保険料調定額および総医療費の状況】

年度	保険料（調定額）			総医療費		
	1人当たり	1世帯当たり	現年度調定額	1人当たり	1世帯当たり	総額
	円	円	百万円	円	円	百万円
26	106,858	167,292	19,728	279,974	438,313	51,688
27	107,776	165,976	19,175	295,511	455,090	52,575
28	112,652	170,317	19,115	300,808	454,788	51,121

注：①1人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年間の平均を使用している。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

③28年度の医療費の各数値は、29年6月末現在のものである。

●国民健康保険料

保険料は、次の3つの保険料の合計である。それぞれ、加入者全員に等しくかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる（保険料上限あり）。

28年度の保険料の状況は次のとおりである。

1 基礎（医療）分保険料

均等割額（被保険者1人につき35,400円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）×6.86/100」との合算額（賦課限度額：54万円）

2 後期高齢者支援金分保険料

均等割額（被保険者1人につき10,800円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）×2.02/100」との合算額（賦課限度額：19万円）

3 介護分保険料

均等割額（介護保険第2号被保険者（40～64歳）1人につき14,700円）と所得割額「介護保険第2号被保険者の旧ただし書き所得（※）×1.53/100」との合算額（賦課限度額：16万円）

※旧ただし書き所得とは左表【所得区分について】の注釈を参照

【保険料収納率の推移（医療分）】

年度	現年分 (%)	滞納繰越分 (%)
26	88.1	36.7
27	88.2	37.2
28	88.0	35.3

●財政状況

国民健康保険事業は、特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（48ページと56ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

28年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で789億円、対前年度比2.8%の減、歳出総額で783億円、対前年度比2.8%の減であった。

保険料収入は徴収努力にも関わらず、依然として厳しい状況である。加えて、高齢化や医療の高度化に伴い、高齢者の医療費が増え続けているため、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないため、区財政に対する大きな圧迫要因となっている。

●安定した事業運営のために

区の現在の課題は、以下の3点である。

1 保険料収納率の向上

収納対策プランを策定し、収納実績の確認や収納対策の検討を行いながらプランの進行管理を行っている。また、納付相談の機会を増やすために保険料の滞納がある世帯への電話・訪問業務等を民間事業者へ委託するとともに、差押え等の滞納処分を実施し、未納の解消に努めている。

2 医療費の適正化

保険医療機関等から提出されたレセプトの点検を行い、記載内容に疑義がある場合は、審査支払機関に再審査請求を行っている。また、特定健康診査・特定保健指導の対象者への受診勧奨も行っている。

25年度には、「練馬区国民健康保険医療費の適正化に向けた基本的な方針（26～29年度）」を策定した。

また、27年度には、「練馬区国民健康保険における保健事業の実施計画（データヘルス計画）（27～29年度）」を策定した。

3 被保険者の資格の適正化

本来、国民健康保険適用除外となる方（健康保険強制適用事業所者や被用者保険被扶養者等）に対して資格取得時等における資格確認に努めている。

●保健事業

1 特定健康診査・特定保健指導

40歳～74歳の被保険者に対して、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

〔実績〕		27年度	
	対象者数（人）	受診者数（人） 終了者数（人）	実施率（%）
特定健康診査	106,468	46,647	43.8
特定保健指導	5,358	1,146	21.4

2 保養施設

近隣の旅館等16施設との協定により、被保険者（後期高齢者医療制度加入者も含む）が割引料金で利用できる。28年度は、23件（延べ60人）の利用があった。

(2) 後期高齢者医療制度

【関連文書：「なりまの後期高齢者医療」練馬区区民部 国保年金課】

高齢者と現役世代の負担、保険制度への責任の明確化・広域化を図ることを目的として、20年4月に老人保健制度から移行した。

●制度の運営

都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合（「広域連合」）が運営主体である。

広域連合の事務は資格管理、医療給付、保険料賦課等であり、区の事務は保険料徴収、申請等窓口事務等である。

●被保険者

75歳以上の方（65歳から74歳までの一定の障害があり申請により広域連合から認定を受けた方を含む。）ただし、生活保護受給者等を除く。

〔被保険者数の推移〕

年 度	被保険者数（人）	対前年比（%）
26	74,018	102.4
27	76,390	103.2
28	78,842	103.2

●保険給付の概要

1 一部負担金の割合

病院などの窓口の支払は、外来・入院ともかかった費用の1割（現役並み所得の方は3割）の定率負担である。

〔後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額〕

所得区分	現役並み所得	一般	住民税非課税等	
			区分Ⅱ	区分Ⅰ
窓口での一部負担金の割合	3割	1割	1割	
1か月の自己負担限度額	外來の限度額(個人ごと) 44,400円	12,000円	8,000円	
	入院および外來の限度額(世帯ごと) 80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算(44,400円)*	44,400円	24,600円	15,000円
			区分Ⅰ・Ⅱの認定証発行には「限度額適用・標準負担額減額認定」の申請が必要	

* () 内は、過去1年間に世帯の限度額の適用により4回以上払戻しを受けた場合、4回目から適用する金額

【所得区分について】

- (1) 現役並み所得・・・住民税課税所得145万円以上の方とその世帯に属する被保険者
ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、旧ただし書き所得(右記参照)の合計額が210万円以下の場合は、1割負担。
また、年間収入が一定基準未満の場合、申請により窓口での一部負担金の割合を1割に変更する制度あり。
- (2) 一般・・・現役並み所得、区分Ⅰ・Ⅱ以外の方
- (3) 区分Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税の方
- (4) 区分Ⅰ・・・①世帯全員が住民税非課税で、各人の所得が一定基準以下の方
②世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方

2 療養費の支給

(1) 高額療養費の支給

1か月間に支払った後期高齢者医療の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。

(2) 療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できず診療を受けた場合や、医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

(3) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

1年間に支払った後期高齢者医療の一部負担金と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

〔高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額(毎年8月～翌年7月の1年間)〕

負担割合	所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険世帯単位の自己負担限度額(年額)	
3割	現役並み所得	67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税等	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

(4) 入院時食事療養費

入院したときの食事代から、定額の自己負担分(低所得者は減額制度あり)を除いた額を広域連合が負担する。

3 葬祭費

亡くなった被保険者の葬儀を行った方(喪主)からの申請により、7万円を支給する。

区は申請受付・給付事務を実施する。広域連合の支給額が5万円、区の上乗せ支給額が2万円である。

28年度は、支給件数3,804件、支給額266,280千円であった。

●後期高齢者健康診査

広域連合からの委託に基づき、後期高齢者医療制度の被保険者に対し健康診査を行う。

●後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる(保険料上限あり)。また、所得に応じて保険料の軽減を行っている。なお、保険料は、2年ごとに広域連合が見直しを行う。

28年度の保険料の状況は次のとおりである。

- ・均等割額(42,400円)と所得割額「被保険者本人の旧ただし書き所得(※)×9.07/100」との合算額(賦課限度額:57万円)

納付方法は、介護保険料が引かれている年金からの引き落とし(特別徴収)と、納付書または口座振替による納付(普通徴収)がある。

※旧ただし書き所得とは62ページ参照

(3) 国民年金

●国民年金事業の運営

年金制度は、昭和34年に国民年金法が施行され、36年4月から拠出制の国民年金制度として開始した。

これまでに、人口の高齢化や社会経済状況の変化等に対応するため、基礎年金制度の導入(61年4月)、20歳以上学生の強制加入(平成3年4月)、若年者に対する納付猶予制度の創設(17年4月)など制度改正を行い現在に至っている。

22年1月からは、公的年金に係る一連の運営業務は、主に国から委任・委託を受けた日本年金機構が行い、区では第1号被保険者に係る届出事務などを行っている。

●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の

外国人を含むすべての方が加入する、国民の基本的な年金制度である。任意加入の仕組みもある。

国民年金の加入は、第1号被保険者から第3号被保険者までの3種類と任意加入被保険者に分かれている。

〔年金に必ず加入する方〕

加入者種別	年齢	対象者
第1号被保険者	20～60歳未満	日本国内に住む、第2号・第3号被保険者以外の方（自営業・学生の方など）
第2号被保険者	就職時～70歳未満	会社員や公務員などの厚生年金加入者ただし、65歳以降は老齢基礎年金の受給権を有しない方のみ
第3号被保険者	20～60歳未満	厚生年金加入者に扶養されている配偶者

〔希望すれば年金に加入できる方（任意加入被保険者）〕

20～65歳未満	海外に住んでいる日本人
60～65歳未満	・60歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方 ・年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい方
65～70歳未満（特例）	昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になるまでに年金を受けるための必要な期間を満たせなかった方（受給できる資格期間を満たすまで）

28年度末現在の練馬区の加入者の推移は表のとおりである。

〔国民年金加入者の推移〕

（単位：人）

年度	第1号被保険者	第3号被保険者	任意加入者	計
26	111,879	54,113	2,021	168,013
27	108,543	53,749	1,953	164,245
28	102,803	52,704	1,886	157,393

●国民年金保険料

保険料は、将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。29年度の保険料は月額16,490円である。

国民年金法の改正により、27年10月から過去5年間に第1号被保険者保険料の未納期間のある方が遡って納付できる「後納制度」が始まった。

また、保険料には免除制度がある。28年度末現在の免除者は表のとおりである。17年4月から30歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18年7月から申請免除に4分の3免除と4分の1免除が加わった。28年7月からは、納付猶予の対象が50歳未満に拡大された。

〔免除者の推移〕

（単位：人）

年度	法定免除	申請免除				学生納付特例	納付猶予（※）
		全額	3/4	半額	1/4		
26	7,416	9,770	990	660	348	12,204	2,482
27	7,579	9,559	866	523	285	11,439	2,152
28	7,625	9,250	858	613	328	11,741	2,551

※：28年6月以前は若年者納付猶予

●年金等の給付

国民年金の給付には、被保険者本人に支給される老齢基礎年金、障害基礎年金と条件により遺族に支給される遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金がある。このほかに昭和61年4月の基礎年金制度導入以前の旧国民年金法に基づく老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金および国民年金制度創設時にすでに高齢だった方に支給する老齢福祉年金がある。これらの年金の一部には所得制限や他の年金との併給制限が定められているものがある。

なお、29年8月からは老齢基礎年金などを受けるために必要な期間（保険料納付済などの期間）が25年から10年に短縮される。

1 受給権者

28年度末現在の受給権者数は、次の表のとおりである。今後、期間満了者が老齢基礎年金を受給することとなり、年金受給者は年々増加していくものと思われる。

〔老齢年金等受給権者の推移〕

（単位：人）

年度	老齢基礎	障害基礎	遺族基礎	旧老齢	通算老齢	旧障害	寡婦	老齢福祉	死亡一時金
26	127,595	7,862	908	3,600	3,446	174	57	17	106
27	131,078	8,164	889	3,128	3,056	165	51	15	92
28	133,959	8,416	935	2,701	2,667	160	45	14	95

注：死亡一時金については、各前年度中の受給者数

2 年金額

16年の年金改定によって、年金額の改定方法は保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

【年金額の推移】

(単位：円)

年度	老 齢 年 金				障害基礎年金 障害年金	遺族基礎年金 (子一人) 遺族年金
	福 祉	基 礎	抛 出 (10年)	抛 出 (5年)		
27	399,700 313,300	780,100	473,800	403,400	975,100 780,100	1,004,600
28	399,700 313,300	780,100	473,800	403,400	975,125 780,100	1,004,600
29	399,300 313,200	779,300	473,400	403,000	974,125 779,300	1,003,600

注：①老齢年金の福祉の上段金額は全部支給額、下段金額は一部支給額
 ②障害基礎年金・障害年金の上段金額は1級障害、下段金額は2級障害
 ③老齢基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる。

●練馬年金事務所

区内に所在する会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、子ども・子育て拠出金の各制度についての業務を行っている。

なお、昭和63年4月からすべての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金保険に加入することが義務づけられ、制度の安定が図られている。

1 健康保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者とする被保険者およびその被扶養者のための医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、平成20年10月より全国健康保険協会で行っている。

【健康保険（協会管掌）の状況】

28年度末現在

区 分	状 況
事業所数	8,667 件
被保険者数	41,823 人
平均標準報酬月額	325,897 円

資料：練馬年金事務所

2 厚生年金保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者として、被保険者あるいは被保険者であった方などに、年金や一時金を給付することにより生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

【厚生年金保険の状況】

28年度末現在

区 分	状 況
事業所数	9,271 件
被保険者数	68,786 人
平均標準報酬月額	321,344 円

資料：練馬年金事務所

3 国民年金

(国民年金事業の概要等については64ページ(3)国民年金を参照)

取扱業務のうち、区役所においては第3号被保険者に係る届出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所では諸届書等について承認、裁定等を行っている。

4 子ども・子育て拠出金

家庭生活の安定のため、児童を養育している父母等に児童手当を支給している。取扱業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。